

[審議事項]

東日本大震災被災者住宅再建事業補助金の申請期限延長について

【背景及び理由】

東日本大震災被災者住宅再建事業補助金については、東日本大震災復興基金交付金の財源期間が令和2年度終了となることや防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業が令和2年9月末で終了することから、令和3年2月15日の申請期限をもって終了することで令和元年度第2回本部会議で審議し、了承を得ている。

その後、生活再建支援金の加算支援金が令和3年4月10日まで1年間延長されたこと、また、昨今のコロナ禍の影響による収入減や、新築にかかる契約の延期で申請期限に間に合わない等の相談が寄せられており、住宅再建が遅れる被災者が津波浸水区域内外を問わず存在している状況等を踏まえ、被災者の住宅再建支援事業の完結を図ることを目的に申請期限を延長するもの。

【主な内容】

- ・住宅再建が遅れが見られる被災者の救済を目的とし、津波浸水区域内外を問わず、申請期限を1年間延長する。
- ・申請期限を、令和4年2月15日までとする。
ただし、住宅完成後、登記手続き等に時間を要するなど、明確な理由がある場合には、申請の期限までに申し出を行い、申し出のあったものについては、申請の期限を令和4年3月15日までとする。
- ・運用として、令和3年8月31日までに事前相談することを原則とし、当該補助金の資格要件や着工・完成時期の確認を行うとともに、未申請者への勧奨や意向確認を行うなど、期限内での確実な申請、補助金支給に努める。

【効果】

再建が遅れている被災者の住宅再建と経済的負担の軽減が図られる。

【財源】

東日本大震災被災者住宅再建事業補助金(R3年度見込額) 1,349,500千円

(財源) 震災復興基金

- | | |
|------------------------|-------------|
| ①津波被災住宅再建支援分 (津波浸水区域内) | 1,246,500千円 |
| ②県交付金分 (津波浸水区域外) | 103,000千円 |

【周知方法】

市ホームページ、市報、地元新聞への掲載

市内金融機関及び石巻地元工務店組合等への周知文書送付

相談のあった被災者への個別連絡

【実 績】

年 度	住宅再建事業	
	件数 (建設・補修)	交付額
平成 25 年度	5,848 件 (2,193・3,655)	7,794,672 千円
平成 26 年度	1,650 件 (988・ 662)	3,118,689 千円
平成 27 年度	1,284 件 (770・ 514)	6,546,320 千円
平成 28 年度	959 件 (688・ 271)	2,507,095 千円
平成 29 年度	934 件 (757・ 177)	2,606,637 千円
平成 30 年度	1,126 件 (630・ 496)	2,716,660 千円
令和元年度	808 件 (506・ 302)	2,122,974 千円
令和 2 年度	405 件 (275・ 130)	1,166,122 千円
計	13,014 件 (6,807・6,207)	28,579,169 千円

(令和 2 年度は R2.12 月末現在)

内訳再掲

建設・購入	6,807 件	22,567,613 千円
内訳)	6,238 件 (浸水区域内)	20,660,598 千円
	569 件 (" 外)	1,907,015 千円
補修	6,207 件	6,011,556 千円
内訳)	5,694 件 (浸水区域内)	5,514,630 千円
	513 件 (" 外)	496,926 千円
合計	13,014 件	28,579,169 千円
内訳)	11,932 件 (浸水区域内)	26,175,228 千円
	1,082 件 (" 外)	2,403,941 千円